

# 海上保安学校教育訓練施設整備事業

## 事業者選定基準



## 第1 「事業者選定基準」の位置づけ

本事業者選定基準(以下「本書」という。)は、海上保安庁が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者(以下「応募者」という。)に交付する「入札説明書」と一体のものである。

## 第2 事業者選定の方法

### 1 選定方法の概要

事業者には、PFI事業や建設、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業計画(本施設の施設整備、維持管理・その他の事業計画に関する事項をいう。)に関する提案(以下「事業提案」という。)及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は応募者が第二次審査に進むための競争参加資格の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者(以下「入札参加者」という。)が提出する事業提案を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

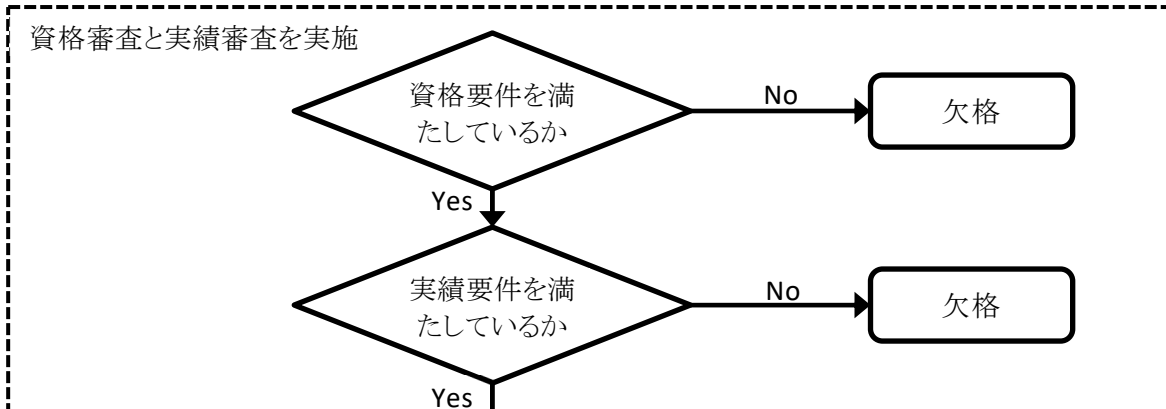
### 2 事業者選定の体制

海上保安庁は総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「海上保安学校教育訓練施設整備事業事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、入札参加者から提出された事業提案を審査及び評価し、海上保安庁が設置している「総合評価委員会」に報告するものとする。

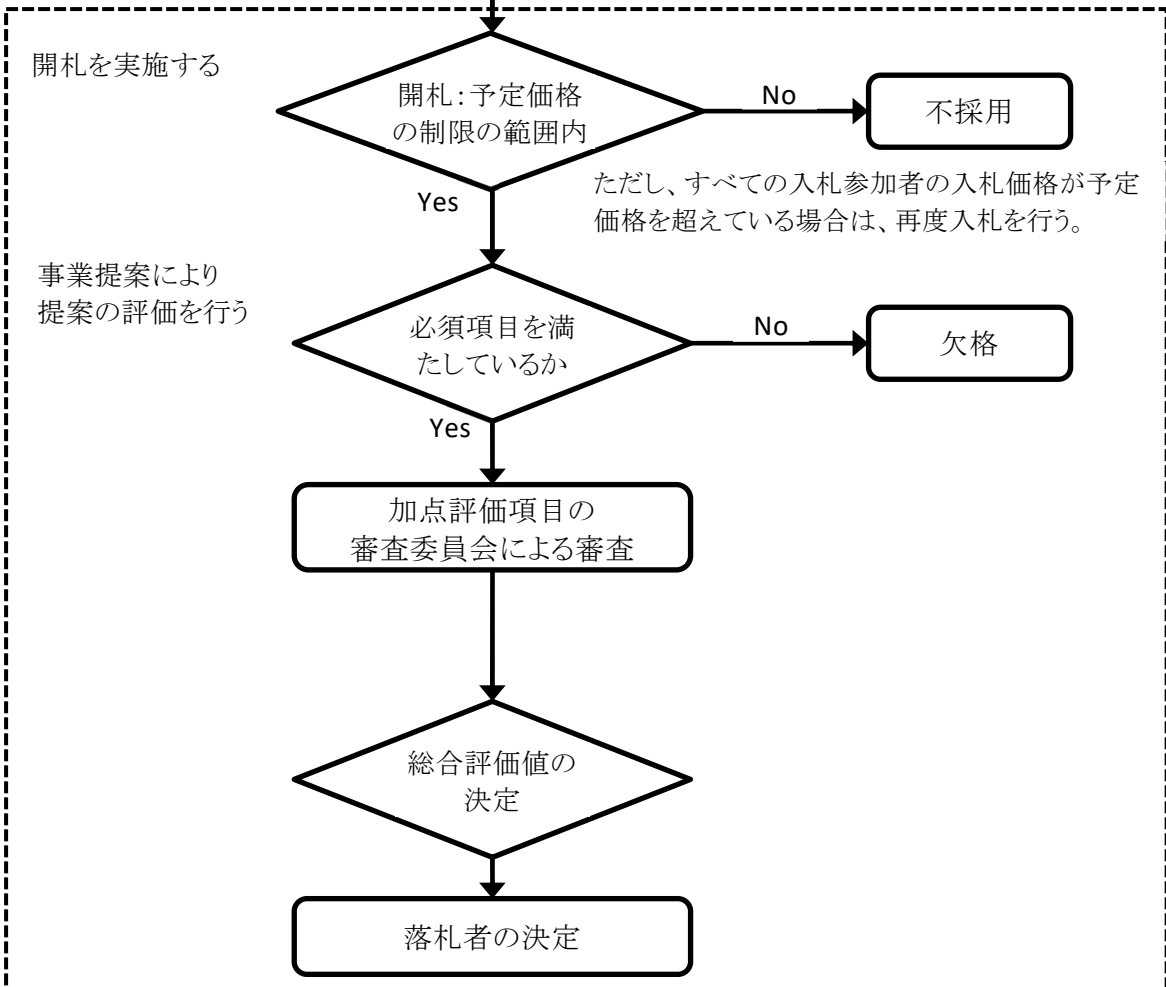
### 第3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

#### 第一次審査



#### 第二次審査



## 第4 第一次審査

第二次審査のための事業提案を行う者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。第一次審査の手順は以下のとおりである。

### 1 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているかどうか審査を行う。

### 2 実績審査

応募者が入札説明書に示す実績要件を満たしているかどうか審査を行う。

## 第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案を審査するものである。

### 1 第二次審査の手順および方法

第二次審査の手順は以下のとおりである。

#### (1) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

#### (2) 事業提案審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された事業提案を審査する。ただし、事業提案に計画地外など要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象とはしない。

##### ① 必須項目審査

事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

適格者については、基礎点400点を付与する。なお、本審査の審査項目を

「必須項目」という。ここで言う要求水準とは「要求水準書」（入札説明書（案）添付資料-2）に定める水準をいう。

##### ② 加点項目審査

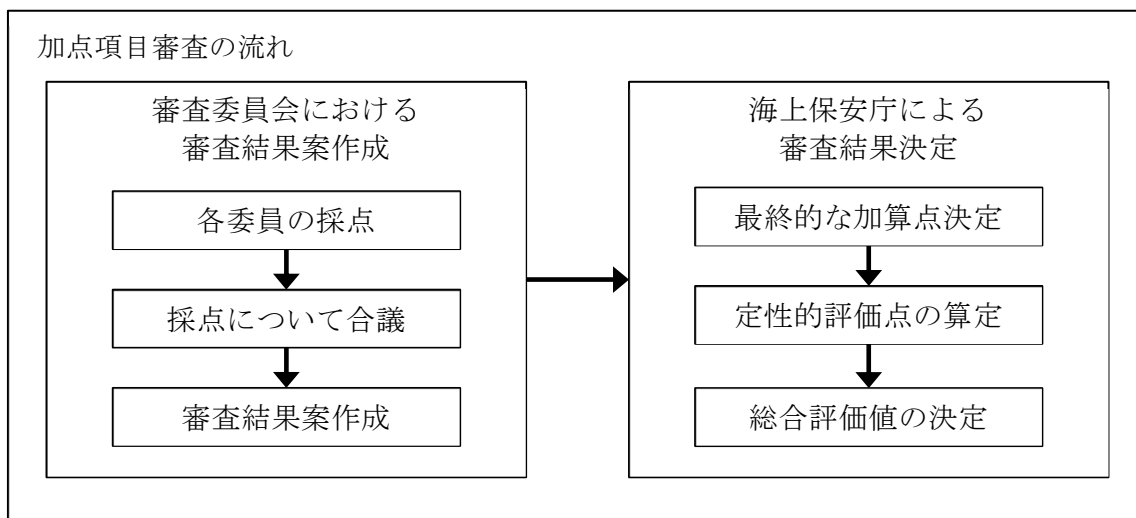
事業提案のうち海上保安庁が特に重視する項目について、その事業提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で600点満点とし、付帯事業の提案があった場合は別途最大50点を加算する。各項目の配点については後述する。なお、本審査の審査項目を「加点項目」という。

#### ア 審査委員会における採点・審査結果案作成

審査委員会において、後述する加点項目の内容について優れた提案がなされているかを各委員が審査し、評価基準に基づいて各事業提案の採点を行うとともに、合議のうえとりまとめ、審査結果案を作成し、海上保安庁に提出する。なお、審査委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の事業提案に関する内容を確認する場合がある。

#### イ 海上保安庁による審査結果の決定

海上保安庁は、審査結果案をもとに加算点を決定し、アにより決定された基礎点に加算点を加え、定量的評価点を算定する。



### (3) 総合評価

#### ① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者のうち、(1)の事業提案審査によって得られる基礎点と加算点の合計を(2)の入札価格で除した数値(以下、「総合評価値」という。)の最も高い者を、落札者とする。なお、落札者となるべき評価値の入札をしたものが2者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### ② 評価内容の公表

海上保安庁は、落札者を決定した後、審査委員会の議事内容を参考に加点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

## 2 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案については、事業者との事業契約にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答についても同様とする。

加点項目において評価された内容には、要求水準を超える事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより得点が付与される。

このため、加点項目における評価内容は、海上保安庁及び落札者が協議により実施方法を明確化し、事業契約締結時の要求水準とする。

### 3 事業提案の審査方法

#### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による事業提案を評価することを原則とする。提示を求める図面あるいはイメージ図等（以下、「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

#### (2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないかどうかを、要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）並びに提案において求める記載事項を「提出書類の記載要領」（入札説明書（案）添付 資料－４）（以下「記載要領」という。）に示す。

事業提案は、海上保安庁が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。海上保安庁は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

#### (3) 加点項目審査

##### ① 審査の概要

海上保安庁が特に重視する項目（加点項目）について、評価基準に基づき審査を行う。評価（採点）方法は②、加点項目及び配点は③、評価基準は④による。

##### ② 評価（採点）方法

評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を達成していれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

採点方法は、評価基準に基づき下表に示す4段階評価で行う。評価によって得られた加算比率を配点に乗じて算出される点数をもって当該加点項目の加算点とする。

表 評価ランク、評価指標及び評価係数

評価ランク	評価指標	加算比率
A	非常に優れている	100%
B	優れている（AとCの中間程度）	70%
C	わずかに優れている点を認める	30%
D	標準的／要求水準を満たす程度	0%

③ 加点項目及び配点

加点項目		重視する点	配点		
			小項目	中項目	大項目
A 経営管理					
A-1 事業の実施体制	A-1-1	・全体の事業実施体制 ・事業全体のマネジメント方針	30	100	140
	A-1-2	・リスク管理方策	30		
	A-1-3	・セルフモニタリング計画	40		
A-2 事業者の経営等		・事業収支計画 ・資金調達・債務償還計画	20	20	
A-3 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置		・労働配分率向上に向けて賃上げを行う 企業に対する加点評価(賃上げ率:大企業→3%、中小企業→1.5%)	20	20	
<p><b>【注意事項】</b></p> <p>※1 令和4年4月1日以降の国の総合評価一般競争入札での契約案件として総合評価加点事項に賃上げ関係記載事項を財務省通達に則って記載しています。加点要件として事業者提案書提出時において前年賃金実績に対する賃上げ表明を評価するもので、既存の特別目的会社による表明を想定しています。</p> <p>※2 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式A-3の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。 また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。 なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(様式A-3 添付①)の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日(様式A-3(大企業用)に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。 また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(様式A-3 添付②)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※3及び4)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。</p> <p>※3 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は様式A-3 添付①の「合計額」と、暦年単位の場合は様式A-3 添付②の「支払金額」とする。</p> <p>※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。</p> <p>上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。</p>					



加点項目		重視する点	配点				
			小項目	中項目	大項目		
B 施設計画							
B-1 施設全体に係る 施設計画	B-1-1 全体施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全・省エネルギー対策に係る工夫・提案</li> <li>・低炭素社会への貢献に係る工夫・提案</li> <li>・CASBEE への取組に係る提案(要求水準では B+を要求)</li> </ul>	30	120	375		
			B-1-2 維持管理費の低減 に配慮した施設計画			<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始後の維持管理費の低減に配慮した施設の整備に係る計画・提案</li> <li>・ICT、DX の活用による施設管理の提案</li> </ul>	30
							B-1-3 建設工事における 提案
	10						
	10						
	B-2 新教舎兼複合訓練棟に係る計画	B-2-1 施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸室配置の工夫や機能向上の向上に資する工夫</li> <li>・学修等の場として優れたコモンスペースの提案</li> </ul>			35	75
40							
B-3 新学生寮に係る計画	B-3-1 新学生寮(第Ⅰ期)の施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸室配置の工夫や機能向上に資する工夫</li> <li>・寮の個室、共用スペースの快適性・機能向上等に資する工夫</li> </ul>	35	75			
			40				
	B-3-2 新学生寮(第Ⅱ期)の施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸室配置の工夫や機能向上に資する工夫</li> <li>・寮の個室、共用スペースの快適性・機能向上等に資する工夫</li> </ul>	35	75			
			40				
B-4 新実習棟に係る計画	B-4-1 新実習棟の建物配置・建物構造・建物配置・建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接するヘリポートでのヘリ離発着に係るダウンウォッシュを考慮した建物配置・建物構造</li> <li>・諸室配置の工夫や機能向上の向上に資する工夫</li> </ul>	10	30			
			20				

加点項目		重視する点	配点			
			小項目	中項目	大項目	
C 維持管理に係る計画						
C-1 施設全体の 維持管理体制等	C-1-1 施設全体に係る維持 管理体制	・維持管理段階での人員配置、 体制	15	35	85	
	C-1-2 維持管理情報等の管 理手法	・維持管理に係る情報管理、海 上保安庁への情報伝達手段等	20			
C-2 維持管理業務	C-2-1 新教舎兼複合訓練棟 の維持管理計画	・各建物の機能を担保するた めの維持管理計画	10	40		
	C-2-2 新学生寮(第Ⅰ期)の 維持管理計画	同上	10			
	C-2-3 新学生寮(第Ⅱ期)の 維持管理計画	同上	10			
	C-2-4 新実習棟の維持管理 計画	同上	10			
C-3 事業終了時の対応	C-3-1 業務終了時で要求水 準が達成されているこ との確認手法等	・業務終了時で要求水準が達成さ れている確認手法の提案	10	10		
合 計			600	600		600

加点項目		重視する点	配点		
			小項目	中項目	大項目
D 付帯事業					
D-1 学生の利便性向上	・学生の利便性の向上が期待される提案か		20	50	50
D-2 付帯事業の継続性	・事業の継続が見込める計画となっているか		30		
合 計			50	50	50

- ※ 「A 経営管理」、「B 施設計画」、「C 維持管理に係る計画」の提案は必須である。
- ※ 「D 付帯事業」の提案は任意である。
- ※ A～Cは600点満点であり、Dの提案がある場合は600点満点に加えて最大50点を加算する。

#### ④ 加点項目及び評価基準

##### A. 経営管理に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
A-1 事業の実施 体制	A-1-1 ・全体の事業 実施体制 ・事業全体のマ ネジメント方 針	<p>&lt;本事業の実施コンセプトに合致したSPCの会社設計が計画されている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の目的・内容及び各事業関係者の責任範囲を考慮した資本金額の設定・出資構成・議決権割合が計画され、確実性のあるものとなっているか。</li> </ul> <p>&lt;効果的かつ迅速な意思疎通が図れる体制となっている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPCの統治(ガバナンス)体制・機関設計が意思決定の迅速化と透明性が図れるものとなっているか。</li> <li>・ 効果的な業績等の確認手法、継続的な業務改善手法等が具体的に提案されているか。</li> <li>・ 海上保安庁が行う業績監視が効果的に実施できるようなセルフモニタリング方法の工夫があるか。</li> </ul> <p>&lt;プロジェクトマネジメントに関する効果的かつ具体的な方策が検討され、事業を安定的かつ円滑に進めることが期待できる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPC設立、各種協定・契約の締結など事業実施に必要な手続きの工程が綿密に検討され、海上保安庁が想定した時期に確実かつ迅速なプロジェクトの立上げが見込まれる計画となっているか。</li> <li>・ 主要な事業段階に応じたマネジメント方針が明確に示され、個別課題に特化した専門チームや階層的な会議体の設置、またITの活用が図られる等、効果的なプロジェクトマネジメントが提案されているか。</li> </ul>	30
	A-1-2 ・リスク管理方 策	<p>&lt;SPCに極力滞留しないリスク分担、またはこれに代わる対応措置がなされている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業で想定されるリスクを的確かつ具体的に認識し、それらのリスク分担内容及びそれを担保する契約条件等の明確化が図られたものとなっているか。また顕在化した場合の対応方針が具体的かつ効果的なものとなっているか。</li> <li>・ 海上保安庁が求める水準以上の保険メニューが付保され、本事業の安定性向上とともに、海上保安庁のリスク負担軽減効果が図られたものとなっているか。</li> </ul>	30
	A-1-3 ・セルフモニタ リング計画	<p>&lt;的確な実施状況の把握、不具合等の迅速な是正等に実効性の高いセルフモニタリング計画が提案されている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計、施工段階での進捗を適切に把握し、不備・不具合等の管理・迅速な是正等について実効性の高い優れた設計・施工セルフモニタリング計画が提案されているか。</li> <li>・ 維持管理段階での業務実施状況の把握・自己評価、不備・不具合等の管理・是正等について実効性の高い優れた維持管理モニタリング計画が提案されているか。</li> <li>・ 海上保安庁による結果確認が容易なセルフモニタリングが計画されているか。</li> </ul>	40
A-2 事業者の経 営等	A-2-1 ・事業収支計 画 ・資金調達、債 務償還計画	<p>&lt;安定性を確保する十分な事業収支計画、不測の事態に対応できる方策が提案されている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPCの事業収支が明確な根拠に基づき綿密に計画されており、業務の性質・契約内容に応じた適切な費用構造・支払条件となっているか。</li> <li>・ SPCの内部留保やリザーブ資金、配当等の利益処分に関する考え方に加え、不測の事態や予期せぬ支出が生じた場合にも手当可能な資金等の方策が具体的に検討されているか。</li> </ul>	20

加点項目		評価基準	配点
(続)	(続)	<p>&lt;より確実に柔軟性の高い資金調達計画・債務償還計画である&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達の構成における考え方が明確に示され、事業内容や支払等の条件に対応した、資金調達条件・債務償還条件が示されたものとなっているか。</li> <li>金融機関等の実績及び関心度・融資提示条件等から資金の提供の確実性が見込まれるものとなっているか。</li> <li>事業内容の変更があった場合でも柔軟な対応が可能な資金調達方法となっているか。</li> </ul>	(続)
A-3 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置	A-3 ・労働配分率向上に向けて賃上げを行う企業に対する加点評価	<p>&lt;緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～の趣旨に則り、労働配分率向上に向けて賃上げを実施する企業に対する評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～の趣旨に則り、労働配分率向上に向けて賃上げを行う企業に対して加点する(本事業での賃上げに限らないことに留意すること)。</li> <li>※ 加点評価の対象となる賃上げ率は、大企業:3%以上、中小企業:1.5%以上である。</li> </ul>	20

#### B. 施設計画に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
B-1 施設全体に係る施設計画	B-1-1 ・環境への配慮	<p>&lt;自然エネルギー、再生可能エネルギーの採用等一次エネルギー消費量削減に寄与する実現可能な提案がなされている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負担低減を考慮した積極的な自然エネルギー、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを利用したシステム、高効率システムの採用等の活用が提案されているか。</li> <li>施工における環境負担低減対策が提案されているか。</li> <li>低炭素社会に資する具体的かつ優れた提案があるか。</li> <li>建築環境性能(CASBEE)の向上に向けた方針や具体的な方策等が提案されているか。</li> </ul>	30
	B-1-2 ・維持管理・運営費の低減に配慮した施設計画	<p>&lt;運用開始後の維持管理・運営費の低減に配慮した施設の整備に係る計画・提案がなされている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理・運営期間中の維持管理・運営費の削減等、海上保安庁の本事業のLCC負担軽減を見据えた施設計画が提案されているか(施設全体及び各対象施設に係るもの)。</li> </ul>	30
	B-1-3 ・建設工事における提案	<p>&lt;海上保安学校の活動、行事に配慮した工事計画・工程管理に係る提案がなされている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各対象施設の解体、整備の工程が適切に計画されているか。</li> <li>効率的な整備実施のための工程管理上の工夫に係る優れた提案が行われているか。</li> <li>学生、職員の安全確保に配慮した工事計画(工事動線、仮囲い等)が提案されているか。</li> <li>海上保安学校での日常的な活動、年間を通じた各種行事の実施への影響を極小化できる提案となっているか。</li> </ul> <p>&lt;事業提案を確実にするための工程、品質確保、施工体制に関する提案がなされている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業提案を確実にするための工程、品質確保、施工体制に関する具体的かつ優れた提案となっているか。</li> </ul>	40
			10

加点項目		評価基準	配点
		<p>&lt; 工事における周辺環境保全対策や建設現場のワークライフバランスの推進に資する提案がなされている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工時に騒音、振動、水質、大気質、廃棄物の低減や建設現場のワークライフバランスの推進(例:長時間労働の抑制、週休2日制、男女別トイレの設置など)について、優れた提案となっているか。</li> </ul>	10
B-2 新教舎兼複 合訓練棟に 係る計画	B-2-1 ・施設配置計 画	<p>&lt; 効率的な教育の実施等の施設の運用に配慮した配置計画が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な教育の実施等を行うための工夫(施設配置、動線等)が提案されているか。</li> <li>・ 配置する諸室、設備等について、要求水準を上回る/運用に配慮した優れた提案があるか。</li> </ul>	35
		<p>&lt; 学修等の場としてのCOMMONスペースの工夫が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の主体的な学修の場、学生間の交流促進等に資するCOMMONスペースの計画、運用方法等が提案されているか。</li> </ul>	40
B-3 新学生寮に 係る計画	B-3-1 ・新学生寮(第 I期)の施設 計画	<p>&lt; 学生の生活の場として快適で使い勝手のよい諸室配置の工夫や機能向上に資する工夫が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴場、食堂等の共用機能に係る優れた提案があるか。</li> <li>・ 例えば学生の男女比の将来的な変化等に対応できるフレキシブルな使用に係る工夫があるか。</li> </ul>	35
		<p>&lt; 寮の個室、共用スペースの快適性・機能向上等に資する工夫が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寮の個室について、快適性向上に資する優れた提案があるか。</li> <li>・ 共用スペースについて、使い勝手・機能の向上等に資する優れた提案があるか。</li> </ul>	40
	B-3-2 ・新学生寮(第 II期)の施設 計画	<p>&lt; 学生の生活の場として快適で使い勝手のよい諸室配置の工夫や機能向上に資する工夫が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴場、食堂等の共用機能に係る優れた提案があるか。</li> <li>・ 例えば学生の男女比の将来的な変化等に対応できるフレキシブルな使用に係る工夫があるか。</li> </ul>	35
		<p>&lt; 寮の個室、共用スペースの使い勝手・機能の向上等に資する工夫が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寮の個室について、快適性向上に資する優れた提案があるか。</li> <li>・ 共用スペースについて、使い勝手・機能の向上等に資する優れた提案があるか。</li> </ul>	40
B-4 新教舎兼複 合訓練棟に 係る計画	B-4-1 ・施設配置計 画	<p>&lt; 効率的な教育の実施等の施設の運用に配慮した配置計画が提案されている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な教育の実施等を行うための工夫(施設配置、動線等)が提案されているか。</li> <li>・ 配置する諸室、設備等について、要求水準を上回る/運用に配慮した優れた提案があるか。</li> </ul>	10
		<p>&lt; 隣接するヘリポートでの回転翼機離発着への配慮に係る提案が行われている &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空法の基準を満たした上で、隣接するヘリポートでの回転翼機の離発着への配慮に係る工夫が提案されている。</li> </ul>	20

C. 運営・維持管理計画に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
C-1 施設全体に係る維持管理体制等	C-1-1 施設全体に係る維持管理体制	<p>&lt;運営・維持管理段階での施設全体に係る人員配置、体制について優れた提案がある&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPCの業務執行体制が、各業務の責任者等の配置に対して一元的な窓口機能が期待でき海上保安庁と円滑な意思疎通が図れるものとなっているか。</li> <li>緊急時において、海上保安庁と迅速かつ効果的な連携が図れるものとなっているか。</li> </ul>	15
	C-1-2 維持管理情報等の管理手法	<p>&lt;施設の維持管理に係る情報の集約・保存・伝達について優れた提案がある&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理等に係る情報を海上保安庁と共有する優れた提案が行われているか。</li> <li>ICT、IoT技術等の先端技術を活用した効率的な維持管理方策の提案がなされているか。</li> </ul>	20
C-2 各施設の維持管理計画	C-2-1 新教舎兼複合訓練棟の維持管理計画	<p>&lt;新教舎兼複合訓練棟の機能の担保に資する維持管理計画である&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。</li> <li>維持管理実施にあたり海上保安学校との調整等の計画がなされているか。</li> </ul>	10
	C-2-2 新学生寮(第I期)の維持管理計画	<p>&lt;新学生寮(第I期)の機能の担保に資する維持管理計画である&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。</li> <li>維持管理実施にあたり海上保安学校との調整等の計画がなされているか。</li> </ul>	10
	C-2-3 新学生寮(第II期)の維持管理計画	<p>&lt;新学生寮(第II期)の機能の担保に資する維持管理計画である&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。</li> <li>維持管理実施にあたり海上保安学校との調整等の計画がなされているか。</li> </ul>	10
	C-2-4 新実習棟の維持管理計画	<p>&lt;新実習棟の機能の担保に資する維持管理計画である&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。</li> <li>維持管理実施にあたり海上保安学校との調整等の計画がなされているか。</li> </ul>	10
C-3 事業終了時の対応	C-3-1 業務終了時に要求水準が達成されている確認手法等	<p>&lt;業務終了時における施設管理に関する引継ぎへの配慮が計画されている&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間終了時の引渡し時に効率的な施設の運用に資する施設管理ノウハウ、後の効率的な施設の性能維持及び中長期保全計画の新たな見直しを含む立案に資する方策等を容易に引き継ぐための具体的な優れた提案となっているか。</li> </ul>	10

D. 付帯事業

加点項目		評価基準	配点
D-1 学生の利便性向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業にふさわしいコンセプト、適切な規模、配置となっているか。</li> <li>学生や職員の利便性が向上するための運営面の創意工夫が提案されているか。</li> </ul>	20
D-2 付帯事業の継続性		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の収支計画が、提案された事業内容の実現性を担保するものとなっているか。</li> <li>事業継続性に関する具体的な提案が示されているか。</li> </ul>	30

## 第6 総合評価の概要

### 1 総合評価の手順

入札価格及び事業提案の評価結果に基づき、以下の計算式で評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

### 2 総合評価の計算式

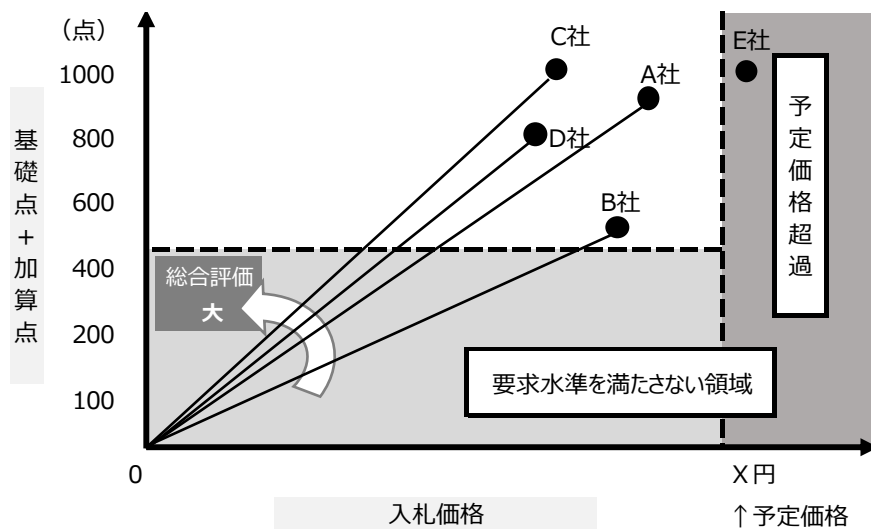
$$\text{総合評価値} = \text{定性的評価点} \div \text{入札価格}$$

$$(\text{定性的評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点})$$

基礎点：加算点の最高点

$$= 400 : 600 \text{ (付帯事業の提案がある場合は最大50点を加算し650点となる。)}$$

### 3 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、比例グラフの傾き（価格当たりの定性的評価点）が最も大きい「C社」が落札者となる。